

京都お仕事相談窓口運営業務に係る事業提案Q&A

番号	質問	回答
1	<p>仕様書P2 (1) (ア)利用の登録で「京都JP・CCの利用にあたる登録」とあるが、京都JPの利用規約が変更になるのか？ JP登録＝CC登録となる規約(ジョブこねっと登録者の規約、カウンセリング予約サイトの規約等も変更か?)ご教示ください。</p>	<p>こちらの記載は、利用受付票についての記載です。 なお、京都JPの利用規約及びその他規約について、変更する予定です。</p>
2	<p>仕様書P3 (ウ)の(b) 他府県からきた学生(学卒・低回生含む)には初回カウンセリングは実施しないで学生就職センターに誘導する認識で良いか?ご教示ください。</p>	<p>原則は、利用受付票の記載に応じ、学生就職センター又は京都企業人材確保センターへの誘導を想定しています。ただし、京都への移住にかかる相談をご希望の場合は、一般求職者と同様の対応となります。</p>
3	<p>仕様書P5～7 (2) チャットによる就労相談等の実施で、想定されている金額・規模感をご教示いただきたい。 また 実施するにあたり、想定されている業者があるのか?ご教示ください。</p>	<p>想定金額や、想定している業者についてはお答えできません。</p>
4	<p>仕様書P5～7 (2) チャットによる就労相談等の実施では、利用対象者に「学生」は含まないという認識でよいか。</p>	<p>利用対象者に、学生も含まれます。 なお、必要に応じ、新卒応援ハローワークやインターンシップコーナーと協力して対応していただくことを想定しています。</p>
5	<p>仕様書P8 (3) (イ)当窓口及び京都JPのホームページの更新について、各コーナーと協議して具体的な提案をすること。とあるが「当窓口」のホームページを新規追加で制作するということか?ご教示ください</p>	<p>当窓口及び京都JPのホームページについて、ホームページは1つとして、新たに京都府のホームページ内に「当窓口」のページ追加を想定しています。</p>
6	<p>仕様書P9(4) (イ)のウについて 京都JPの従事者を対象とした研修を月1回程度(全従事者(京都企業人材確保センターの従事者も含む。)が受講できるよう各回複数日開催が原則)開催すること。なお、京都企業人材確保センターとの連携強化を目的として、当業務と当センターが、交互に研修を担当することとし、当業務の研修のテーマは、JPシステムの活用等、従事者として必要不可欠な知識の習得の他、京都JP利用者の満足度向上に繋がる内容について企画、京都府の承認を得られるように調整すること。 ●京都企業人材確保推進業務記載には、京都ジョブパークの求職者支援を実施する事業従事者(主に京都お仕事相談窓口運営業務)との連携強化を目的として、当センターの事業従事者と京都ジョブパーク求職者支援の事業従事者が交互に講師となり、それぞれの現況の共有などをテーマとして勉強会を定期的(月1回程度)に実施すること。となっておりますが、同一のことを指すのかご教示ください。またその場合は、記載内容の差異や研修会場費用負担についてご教示ください。</p>	<p>同一のことを指しています。 なお、会場費等は、担当となった事業の負担を想定しています。</p>
7	<p>仕様書P10 (4)コ(ア) 京都JPを利用した求職者に対して、1年後、3年後の内定者定着確認とあるが、具体的な対象者をご教示ください。例えば 各コーナーで確認した1年未満の定着確認リストなど。</p>	<p>1年後の内定者定着確認の対象者は、原則、JPシステムに登録されているすべてのコーナーの正規雇用内定者を想定しています。 また、3年後の内定者定着確認の対象者は、原則、学生及び就業サポートセンターの再チャレンジ人材・キャリアアップ人材の正規雇用内定者を想定しています。</p>
8	<p>仕様書P13 (※9)インタークによる新規登録者数 とは、「インターク」もしくは「初回面談」の一度だけの利用となった方を指すのか?ご教示ください。</p>	<p>※9の記載のとおりです。「インターク」の一度だけの利用となった方に限りません。</p>

9	<p>仕様書P13 (※9)CCの相談業務とは、どのような場合カウントするなのか？ご教示ください。</p>	<p>クリエイティブセンターのお仕事相談窓口を利用し、相談された場合となります。 なお、当業務の直接的な関与が無い場合もカウント可能です。</p>
10	<p>仕様書P13 (※11) 京都企業人材確保推進業務における新規登録者の内定者数も含まれるとあるが、R6年度では「京都人材確保推進業務」を主担当コーナーとして管理されるのか？ご教示ください。</p>	<p>令和6年度「京都人材確保推進業務」は、主担当コーナーとしての管理はいたしません。 当該新規登録者について、継続的な利用が無い場合は、京都お仕事相談窓口が主担当コーナーとなります。</p>
11	<p>仕様書P6「チャット相談だけでは課題が残る場合や複数回にわたる相談支援が必要な場合等においては、京都JPやCC等の対面及びon-line相談への誘導を行い適切な支援へつなげること」とある一方で、就業・一貫支援業務仕様書8ページに「お仕事窓口において整備するシステムを活用したチャット相談にも対応すること」との記載がある。就業サポートセンター既登者の継続的な相談においても、チャット相談予約→就サポカウンセラーによるチャット相談実施を意味しているのか？ご教示ください。</p>	<p>就業サポートセンターが主担当コーナーである方のチャット相談の対応については、本人が担当カウンセラーによる対応を希望し、かつ、当該コーナーのカウンセラーが可能な場合のみ対応を依頼することとし、その他の場合は、京都お仕事相談窓口のカウンセラーが対応することとなります。</p>